

日ニ終ル

第三十八條 會員ヨリ貸付ノ請求アリタルトキハ理事會ハ其信用程度ヲ調査シ貸付金額及貸付方法ヲ定ムルモノトス

第三十九條 理事會貸付ヲナス場合ニ於テハ會員ヲシテ擔保人ヲ立タシメ規定ノ信用證書ヲ供セシムルコトヲ要ス

第四十條 貸付金ノ返済期限ハ六ヶ月ニ於テ之ヲ定ム但シ特別ノ事由アルトキハ一年以内ニ於テ之ヲ定ムルコトヲ得

第四十一條 貸付金返済ノ遅延利息ハ貸付金ノ利率ニ依ル

第四十二條 理事會ハ貸付金成用ノ實況ヲ監査シ貸付ノ目的ニ反スルモノト認メタルトキハ期限前ト雖モ返済ヲ爲サシムルコトヲ得

第四十三條 貯金ノ取扱ハ一回參拾圓以上トス貯金ノ利息ハ毎年二月末及八月末ノ兩度ニ於テ之ヲ元金ニ組入ルモノトス

第四十四條 貸付金ノ利率、貯金ノ利率ハ左ノ制限内ニ於テ理事會之ヲ定ム

(一) 貸付金ニ付テハ月二分以下トス

(二) 貯金ニ付テハ年七分以下トス

第四十五條 會ノ餘裕金ハ産業組合中央金庫郵便局又ハ總會ノ承認シタル銀行ノ外ニ之ヲ預入ルコトヲ得

第四十六條 事業執行ノ細則ハ理事會之ヲ定ム

第五章 剩餘金處分

第四十七條 剩餘金ハ準備金ニ積立ツ可キ金額ヲ控除シタル後ニ非ザレバ之ヲ處分スルコトヲ得

第四十八條 損失ノ填補ハ先ニ特別積立金ヲ以テシテ之ニ準備金ヲ以テス

第四十九條 會ノ全財産ヲ以テ債務ヲ完済スルコト能ハザル場合ニ於テハ本會ノ役員ハ一切ノ私財ヲ提供シ無限ニ其ノ責任スルモノトス前項ノ場合ニ途中脱退シタル役員ト雖モ其ノ責免ルコトヲ得

第六十條 加入及脱退

四八

書ニ第一回拂込金ヲ添へ理事會ハ差出スコトヲ要ス理事會長前項ノ申込ヲ承諾シタル場合ハ其旨加入者ニ通知シ會員名簿ニ記載スルモノトス

第五十一條 會員ガ出資ノ増口ヲ爲サルトスルトキハ前條規程ヲ準用ス

第五十二條 持分ヲ讓渡サルトスル場合ニ於テハ理事會ノ承認ヲ經ルコトヲ要ス持分ヲ讓渡ケムトスル者ガ會員ニ非ザル場合ハ出資拂込ヲ爲サシメサルノ他第五十條ノ規程ヲ準用ス

第五十三條 會員ガ脱退セムトスル時ハ其事業年度末六ヶ月前ニ其旨理事會ニ報告スルコトヲ要ス

第五十四條 死亡ニ因リ脱退シタル會員ノ相続人ガ選定ナク加入手續ヲ爲シタルトキハ會ハ被相続者人ニ對シテ持分ノ拂戻決算ヲ爲サシメテ之ヲ被相続人ト同一ノ權利ヲ有シ義務ヲ負フ者ト附做ス

第五十五條 會員ガ在ノ事由ノ一ニ該當スルトキハ總會ノ決議ニ依リ之ヲ除名スルコトヲ得

(一) 出資ノ特返還利息ノ割合貸付金ノ清算人トナル但シ總會ノ決議ニ依リ理事會ヨリ之ヲ選任スルコトヲ得

第五十九條 本定款ハ總會ノ決議ヲ經ルニ非サレバ變更スルコトヲ得

三、關係消費組合一覽表

名 稱	所在地	創 立	代 表 者	組 合 員 數	出 資 口 數	拂 込 出 資 金	平 均 一 ヶ 月 實 上	關 係 支 部
品川購買組合	品川町南品川	四、七、二〇	田口 兼二	二〇五	一七二	七二〇、五〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	理友同志會品川支部大崎支部大森支部在原支部
遷及下谷消費組合	下谷區入谷町	四、六、二四	新居 隆一	五五	六二	三六〇、〇〇〇	二一五、〇〇〇	理友同志會下谷支部
豊島消費組合	豊島町四ノ一	五、五、二二	北村 仁壽	七二	一一	七三一、九〇〇	五〇〇、〇〇〇	理友同志會東鳴支部
神田遊友消費組合	神田郵便局内	四、九、二二	中川 寅治	四〇	四三	四三〇、〇〇〇	二二〇、〇〇〇	遊友同志會神田支部

▲外に名古屋中央支部關係の名古屋消費組合(名古屋市中區松島町二八)

共 濟 部 報 告

共濟部の統一的施行は本會の刻下の急務であるが既設各支部の現行する共濟部にはそれ、資金の用途、共濟種目